

大空町下水道事業(個別排水処理事業)経営戦略

団 体 名 : 大空町

事 業 名 : 下水道事業(個別排水処理事業)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	8.23	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	1区(下水道処理区域外)		
処 理 場 数	合併処理浄化槽 197基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

使用料体系の 概要・考え方	5人槽	3,650円	実質的な使用料*3 (7人槽)	平成25年度	4,110円
	6人槽	3,931円		平成26年度	4,110円
※過去3年度分を記載	7人槽	4,113円	※過去3年度分を記載	平成27年度	4,110円
	8人槽	4,471円			
	9・10人槽	5,150円			
条例上の使用料*2 (7人槽)	個別排水処理事業における使用料については、人槽による使用料としている。				

*2 条例上の使用料とは、7人槽における使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、7人槽の利用者に対して実質的に請求した使用料をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課は平成28年度現在で13人体制であるが、簡易水道事業、下水道事業及び個別排水処理事業を兼務している職員は5人です。 ただし、職員給与費の予算措置については、簡易水道事業特別会計で3人、下水道事業特別会計で2人、個別排水処理事業特別会計では0人となっています。
事業運営組織	建設課

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の清掃及び点検について、民間への委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	浄化槽汚泥については、年1回の清掃により汲み取った後、網走市クリーンセンターへ廃棄しています。又、下水熱・発電等については、個人毎に設置された合併処理浄化槽のため水量等が少ないことから、エネルギー利用は該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽設置申請者個人の宅地内に合併処理浄化槽が設置されているため、該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

<p>平成27年度に策定・公表されました平成22年度から平成26年度までの「経営比較分析表」を添付しています。 「経営比較分析表」は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握できます。 収益的収支比率、経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入によって賄われていることから、適正な使用料収入を確保するために使用料の見直しが必要です。</p>
--

2. 経営の基本方針

本事業は、平成18年3月31日大空町が誕生する以前の平成8年度から平成17年度までに旧女満別町で実施されていた個別排水処理施設整備事業によって設置された合併処理浄化槽に対して町を管理主体として管理しています。
大空町が誕生した平成18年度以降は、旧東藻琴村で実施していた浄化槽設置整備事業を実施し、個人設置の合併処理浄化槽に対して設置補助金を交付しています。維持管理については個人管理として点検・清掃を行っています。
一般会計繰入金には、公共水域の保全に係る経費等の国が示した繰出基準に基づく基準内繰入金と、基準で定められていない赤字補填等のための基準外繰入金があります。
個別排水処理事業の利用者は、一部の合併処理浄化槽を使用している者に限られていることから、他の浄化槽を使用している者との均衡を図るために一般会計からの基準外繰入金を削減し、独立採算での経営を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
平成18年度から個人設置型へ事業転換されていることから、市町村設置型の浄化槽の新設なし。
計画期間中に耐用年数に達する浄化槽は無いため、更新計画なし。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
浄化槽設置申請者個人の宅地内に合併処理浄化槽が設置されているため、広域化・共同化・最適化については該当なし。
- ・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
浄化槽の清掃及び点検について、現状と同様に民間委託を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
独立採算の原則より、一般会計繰入金(基準外繰入金)の削減に努めます。
- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入の見直しについて、料金設定が人槽区分によるものとなっているため、人口の減少による使用料の減額は想定していません。
一般会計繰入金の削減について、町の管理施設が浄化槽本体のみであることから資産活用による収入増加等が見込めず、使用料の見直し(値上げ)が必要と考えられます。使用料の見直しについては定期的に行うこととし、本戦略では平成30年度と平成35年度に見直しを行うこととします。平成30年度に15%増、平成35年度に15%増することによって平成35年度以降は基準外繰入金がほぼ削減され、独立採算での経営が見込めます。
- ・企業債に関する事項
起債償還について、施設の新設及び更新が無いことから償還額の変更なし。平成39年度からは一部償還が完了することから減額となり、平成47年度で全ての償還が完了します。
- ・資産の有効活用に関する事項
エネルギー利用については、個人毎の処理であることから発生量が少なく、活用は見込めない。土地・施設等の活用については、浄化槽設置申請者個人の宅地内に合併処理浄化槽が設置されているため、活用は難しいものと考えられます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 浄化槽の清掃及び点検について、現状と同様に民間への委託を行うこととします。 ・職員給与費に関する事項 職員給与費については計上なし。 ・動力費に関する事項 動力費については計上なし。 ・薬品費に関する事項 薬品費(消毒剤)については、点検費で対応しています。 ・修繕費に関する事項 現状と同程度の修繕が必要としています。 ・委託費に関する事項 清掃及び点検について民間へ委託します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	浄化槽設置申請者個人の宅地内に合併処理浄化槽が設置されているため、該当なし。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	清掃及び点検について、民間へ委託します。
その他の取組	該当なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業の使用料の見直しとあわせて、5年毎に見直しします。
資産活用による収入増加 の取組について	浄化槽汚泥については、年1回の清掃により汲み取りし、網走市クリーンセンターへ廃棄しています。又、下水熱・発電等については、個人毎での合併処理浄化槽のため水量等が少なく、エネルギー利用は不可能です。土地・施設等利用については、浄化槽設置申請者個人の宅地内に合併処理浄化槽が設置されているため、該当なし。
その他の取組	該当なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状と同様に清掃及び点検について、民間への委託を行います。
職員給与費に関する事項	本会計では職員給与費を支出していないことから、該当なし。
動力費に関する事項	ブロワーの電気料については、使用者負担のため、該当なし。
修繕費に関する事項	修繕については、主にブロワー等の消耗品の修繕を見込んでいます。今後、施設の老朽化等により修繕費の増加が見込まれることから、財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	清掃及び点検については、施設の増加等が無いことから変動なし。
その他の取組	該当なし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	必要に応じて進捗管理を行い、5年ごとに計画内容の見直しをすることによって、本経営戦略の事後検証、更新等を行います。
---------------------	---

経営比較分析表

北海道 大空町

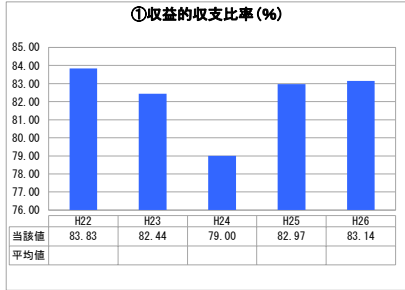
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	11.73	100.00	3,540

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,708	343.66	22.43
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
895	103.11	8.68

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



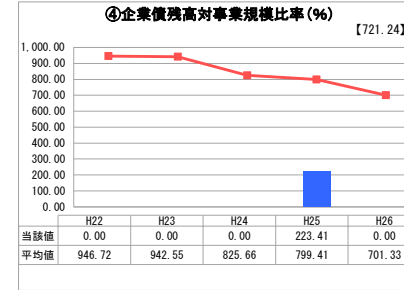
「単年度の収支」



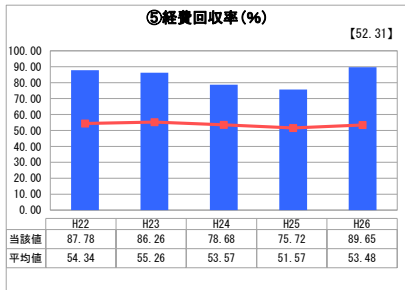
「累積欠損」



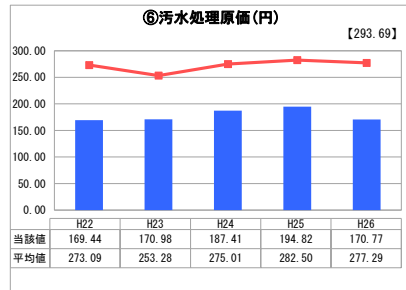
「支払能力」



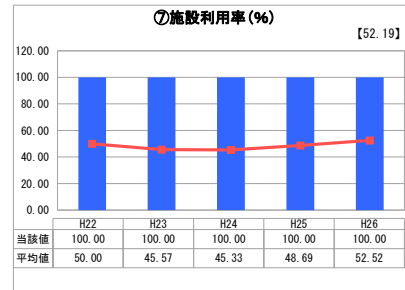
「債務残高」



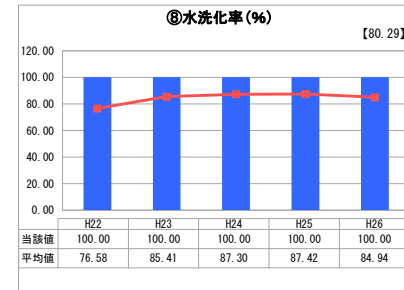
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

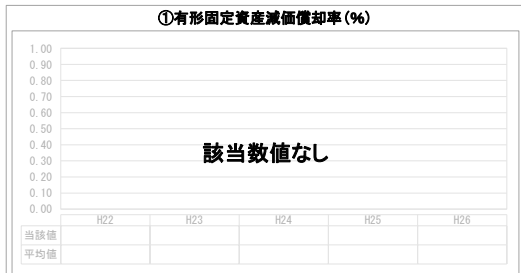


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

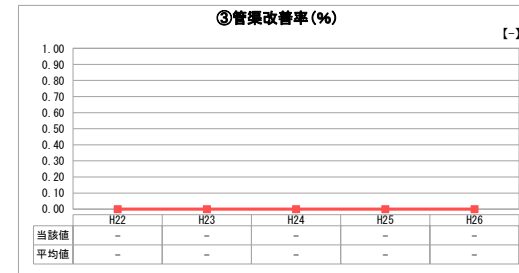
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。平成24年度を除き83%程度で推移している。

企業債残高対事業規模比率とは、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。一般会計からの繰入により0となっている。

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。100%を下回っていることから、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

汚水処理原価とは、有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。個別排水処理事業では法定点検及び清掃費が主な維持管理費であり、今後ほぼ同様で推移するものと考えられる。

施設利用率とは、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、各世帯の実態に即した人槽での処理が行われている事から100%となっている。

水洗化率とは、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。個別排水処理事業については設置希望者に対して個別に浄化槽を設置していることから100%となっている。

2. 老朽化の状況について

本町の個別排水処理事業については、平成8年度から平成17年度までに設置されており、古いものでは20年を経過しており、消耗部品の交換等適切な維持管理が必要である。

全体総括

収益的終始比率、経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入（一般会計からの繰入金）により賄われている状況であることから、適正な使用料収入を確保するためには使用料の見直しが必要である。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
			(決算)	(決算)												
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	22,630	22,686	22,503	22,435	23,897	23,944	23,990	23,917	23,842	25,562	25,485	25,405	25,325	
		(1) 営 業 収 益 (B)	10,212	10,333	10,215	10,215	11,747	11,865	11,983	11,983	11,983	11,983	13,780	13,780	13,780	13,780
		ア 料 金 収 入	10,212	10,333	10,215	10,215	11,747	11,865	11,983	11,983	11,983	11,983	13,780	13,780	13,780	13,780
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他														
		(2) 営 業 外 収 益	12,418	12,353	12,288	12,220	12,150	12,079	12,007	11,934	11,859	11,782	11,782	11,705	11,625	11,545
		ア 他 会 計 繰 入 金	12,417	12,352	12,286	12,218	12,148	12,077	12,005	11,932	11,857	11,780	11,780	11,703	11,623	11,543
		イ そ の 他	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		2 総 費 用 (D)	15,808	15,611	15,871	16,515	15,827	15,806	15,555	15,480	15,037	14,770	14,498	14,402	13,936	
		(1) 営 業 費 用	11,391	11,421	11,912	12,792	12,345	12,570	12,570	12,752	12,570	12,570	12,570	12,570	12,570	
ア 職 員 給 与 費																
イ ち 退 職 手 当																
イ そ の 他	11,391	11,421	11,912	12,792	12,345	12,570	12,570	12,752	12,570	12,570	12,570	12,570	12,570			
(2) 営 業 外 費 用	4,417	4,190	3,959	3,723	3,482	3,236	2,985	2,728	2,467	2,200	1,928	1,650	1,366			
ア 支 払 利 息	4,417	4,190	3,959	3,723	3,482	3,236	2,985	2,728	2,467	2,200	1,928	1,650	1,366			
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,822	7,075	6,632	5,920	8,070	8,138	8,435	8,437	8,805	10,792	10,987	11,003	11,389			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,766	4,647	4,632	7,173	5,327	5,505	5,459	5,714	5,607	3,887	3,964	4,226	4,124	
		(1) 地 方 債														
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債														
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,766	4,647	4,632	7,173	5,327	5,505	5,459	5,714	5,607	3,887	3,964	4,226	4,124	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
		(6) 工 事 負 担 金														
		(7) そ の 他														
		2 資 本 的 支 出 (G)	12,036	12,098	12,329	13,093	13,397	13,643	13,894	14,151	14,412	14,679	14,951	15,229	15,513	
(1) 建 設 改 良 費	343			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500			
イ ち 職 員 給 与 費																
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	11,412	11,639	11,871	12,107	12,348	12,594	12,845	13,102	13,363	13,630	13,902	14,180	14,464			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他	281	459	458	486	549	549	549	549	549	549	549	549	549			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 6,270	△ 7,451	△ 7,697	△ 5,920	△ 8,070	△ 8,138	△ 8,435	△ 8,437	△ 8,805	△ 10,792	△ 10,987	△ 11,003	△ 11,389			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	552	△ 376	△ 1,065										
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	889	1,441	1,065										
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,441	1,065											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,441	1,065											
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	10,212	10,333	10,215	10,215	11,747	11,865	11,983	11,983	11,983	13,780	13,780	13,780	13,780
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	214,217	202,578	190,707	178,600	166,252	153,658	140,813	127,712	114,349	100,719	86,817	72,638	58,175

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分													
収 益 的 収 支 分	12,417	12,352	12,286	12,218	12,148	12,077	12,005	11,932	11,857	11,780	11,703	11,623	11,543
うち基準内繰入金	12,417	12,352	12,286	12,218	12,148	12,077	12,005	11,932	11,857	11,780	11,703	11,623	11,543
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分	5,766	4,647	4,632	7,173	5,327	5,505	5,459	5,714	5,607	3,887	3,964	4,226	4,124
うち基準内繰入金	3,412	3,477	3,544	3,612	3,681	3,752	3,824	3,897	3,972	3,887	3,964	4,206	4,124
うち基準外繰入金	2,354	1,170	1,088	3,561	1,646	1,753	1,635	1,817	1,635			20	
合 計	18,183	16,999	16,918	19,391	17,475	17,582	17,464	17,646	17,464	15,667	15,667	15,849	15,667